○農用地利用配分計画の認可 ○特定計量器の定期検査の実施

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○道路の供用開始

○土地改良区役員の就任及び退任の届出(二件)

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正

政治団体の届出

(1)

宮 城 県 公

> ○産業技術総合センター 規 目 条例施行規則の一部を改正する規則 則 次

告 示

○農用地利用配分計画の認可の申請

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧 ○保安林の指定の予定(三件)

○土地収用法に基づく収用及び使用の手続開始

○道路の区域変更

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

○開発行為に関する工事の完了(二件)

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 (平成二十七年分)

(平成二十八年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 (平成二十九年分

○土地改良区役員の就任の届出

(東部地方振興事務所)

(防災砂防課)

九 九 八

同 路 地 同

道 用

課

七 七

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)

の一部を次のように改正

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

同

(建築宅地課)

工関連機器の項中「三、

四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、

(三件) (二件)

 \equiv $\stackrel{-}{=}$

 \equiv

行 発 宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

○政治団体の解散届 ○政治団体の届出事項の異動届

ページ ○資金管理団体の届出事項の異動届 資金管理団体の届出 ○政治団体の収支報告書の要旨の公表 ○政治団体の収支報告書の要旨の公表 ○政治団体の収支報告書の要旨の公表 ○政治団体の収支報告書の要旨の公表 ○政治団体の収支報告書の要旨の公表

(平成三十一年分(令和元年分))

六 Ŧi. Ŧi. Ŧī. Ŧī. 兀 四

(平成三十年分) (平成二十九年分) (平成二十八年分) (平成二十七年分)

○証票の無効

規

則

(新産業振興課

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月二十三日

産業立地推進課

農業振興課 同

(水産業振興課

六 六 六 六

○宮城県規則第六十五号

森林整備課

宮城県知事 村 井

嘉 浩

精密測定関連機器の項中「五、六○○円」を「五、七○○円」に、「九五○円」を「一、○○○円」に、 五〇円」に改め、電波暗室の項中「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、別表第一第二号の表 産学交流室の項中「一、○○○円」を「一、一○○円」に改め、小会議室の項中「五○○円」を「五 「一、二○○円」を「一、三○○円」に改め、小研修室の項中「五五○円」を「六○○円」に改め、 「一、三○○円」を「一、四○○円」に、「一、五○○円」を「一、六○○円」に改め、同表材料加 別表第一第一号の表大会議室の項中「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、中研修室の項中

カットオフマシン カットオフマシン 時間につき 時間につき Ŧi. 五〇〇円 五〇円 に、 瓦

$ \begin{array}{c c} (2) \\ \hline $	「五、二〇〇		につき
ツインスライ	ロックウェル硬さ試験機	一時間につき	五〇〇〇円円円
	スライシングマシン	一時間につき	七五〇円
	ツインロックウェル硬さ試験機	一時間につき	五五〇円
п г		-	
	引張圧縮試験機	一時間につき	六〇〇円
	複合材料作製用オートクレーブ	一時間につき	五五〇円
	7]長王宿式 淹幾	一時間こつき	六 五 つ 円
	複合材料作製用オートクレーブ	時間に	六〇〇円
() г	○○円一を「七、六○○円一に、		
	マイクロスコープ	一時間につき	五 〇 〇 円
	マイクロスライサー	一時間につき	、 一 〇 〇 円
	マイクロスコープ	一時間につき	五 五 〇 円
	マイクロスライサー	一時間につき 一、	、 二 〇 〇 円
Ŏ -	○○円 を「当、1○○円」で、		
_			
	加圧型ニーダー	一時間につき	七〇〇円
	スーパーミキサー	一時間につき	ī.)]

(3) 令和	元年8	月23日	金曜	星日		ľ	宫	城	ļ	県	公	3	報						第30	号
BCI試験機	BCI試験機	高居波電磁界解析シミュレータ		高周波電磁界解析シミュレータ		触針式段差計		触針式段差計		任意波形発生器		任意波形発生器	円]を「1、000円]に、	ガウスメータ	- フラックスゲート磁力計		ガウスメータ	フラックスゲート磁力計		高周波スペクトル測定装置
一時間につき 一、五〇〇円	一時間につき 一、四〇〇円	一時間につき七五〇円		一時間につき 七〇〇円		一時間につき 六五〇円	_	一時間につき 六〇〇円	-	一時間につき 五五〇円		一時間につき 五〇〇円		一時間につき 五五〇円	一時間につき 五五〇円		一時間につき 五〇〇円	一時間につき 五〇〇円		一時間につき 五五〇円
Ιζ	 _ を	L		 _ を		E K	 	 を		L K		 _ を	J					È		i,
	3 D Z + + + + + 1	真空注型機	〇〇円』に、	`	磁場中熱処理装置		磁場中熱処理装置		「 ポータブル3Dデジタイザ		「 ポータブル3Dデジタイザ		「 ベクトルネットワークアナライザ(Ⅱ)	「ベクトルネットワークアナライザ (Ⅱ)		顕微鏡機能付き赤外線サーモグラフィ	静電気測定機		顕微鏡機能付き赤外線サーモグラフィ	静電気測定機
	一時間につき	一時間につき 五	サイン関連移名の町中一二	ナイン関連選帯の頁中「二、	一時間につき 一、三		一時間につき 一、二		一時間につき 一、三		一時間につき 一、二		一時間につき	一時間につき		一時間につき 五	一時間につき		一時間につき 五	一時間につき 三
	七〇〇円	五〇〇円円			三〇〇円		二〇〇円		三〇〇円		二〇〇円 - を		八〇〇円	七五〇円	L	五五〇円	三五〇円	ı	五〇〇円	三〇〇円

第30号	令和元年	8月23	日 金曜	目	宮	城	県	1	公	報						(4)
	○ 表 ○ 分		_	円		_	¬ ¬ г		Г			$\overline{}$		ク〇ノ〇		
接触角計	○○円」に、	食品熱量測定装置(I)CA-HN	食品熱量測定装置(I)CA-HN	を「六五〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三	香り評価装置	香り評価装置		遠心分離機		遠心分離機	1	生物顕微鏡システム	生物顕微鏡システム	(ノロジー関連機器の項中)○円」を「四、○○○円」に、「一、○○○円」を	3Dスキャナー	真空注型機
一時間につき	一、六〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、	一時間につき	一時間につき	三〇〇円」に、	一時間につき	一時間につき		一時間につき	-	一時間につき		一時間につき	一時間につき	□「一、一○○円」に改め、	一時間につき	一時間につき
五〇〇円円	一、七〇〇円_	五五〇円	五〇〇円円		八〇〇円	、七〇〇円		五五〇円		五〇八円		五五二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	五〇〇円円	改め、同表食品	七五〇円	五五〇円
- *	を「一、八	に改め、同	_ を		に、「六〇〇	_ を		に、		·	i	Ę	_ を	m・バイオテ	- - - - -	て、 三、 九
- - ((一件につき 二、八〇〇円 を 一件に	「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「四、八〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六〇〇円」に、	〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「一二、一〇〇円」を	質量測定	質量測定	「九、六〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「————————————————————————————————————	「 六百ミリメー 一件につき 一、七〇〇円	トルオ流	「六百ミリメー 一件につき 一、六〇〇円	络	〇〇円一を「三、七〇〇円一に改める。	微量分光光度計	微量分光光度計	「	〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「二、	接触角計
	一件につき 二、二〇〇円 に、「五、九〇〇円」 に、「五、九〇〇円」)円」に、「五、五〇〇円」を「五、六〇〇円」に	「六、八〇〇円」に、「一二、一〇〇円」を「一二、三〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、一〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、一〇〇〇円」に、「六	一件につき 一、七〇〇円 に、「六、七	一件につき 一、六〇〇円 を	00円」を「四、三00円」に、	に、「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、		***************************************		ı	一時間につき 二五〇円 に、「三、六	一時間につき 二〇〇円 を		を「1、三00円」に、「11、七00円」を「11、	一時間につき 五五〇円 に、「四、七

(5)	令和元年8月23	3日 金曜	ΞΞ.	宮	城	県	公	報					ģ	第30号	<u>1</u> ,
	表試料調整の項中「一大〇〇円」を「二七、七〇〇円」に、「六、八〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「六、円」を「二七、七〇〇円」に、「六、八〇〇円」を「六、円」を「二七、七〇〇円」に、「六、八〇〇円」を「六、	真円度、真直度	「 真円度、真直度 「 真円度、真直度	口を「三、五〇〇円」に、「	〇円」に、「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を	吸光度	吸光度	「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「八、二〇〇円」	同表食品分析の項中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五〇円」は「三十三〇〇円」を「三十四〇〇円」は「一五十二〇〇円」を「一五十五		行分析の項中「三、五	比重吸水率試験		比重吸水率試験	を「六、〇〇〇円」に、
	同表放射能・放射線測定の項中「三、二○○円」を「三、三○○円」に改め、同七○○円」に、「七、一○○円」を「七、三○○円」に、「八、四○○円」を「八、○円」に、「六、八○○円」を「六、九○○円」に改め、同表表面観察の項中「四、	一測定につき四、七〇〇円に、「二七、二〇〇	一測定につき四、六〇〇円を	六○○円」を「四、七○○円」に改め、同表精密測定の項	七〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「三、〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、一〇	一測定につき 二、四〇〇円 に、「一、八〇〇円」	一測定につき 二、三〇〇円 を	↑ 100円]を「八、四00円」に、	」を「三、六○○円」に、「五、六○○円」を「五、七○○円」に、四○○円」は、一・五、三○○円」を「一・五、五○○円」に改め		- (、	一件につき 一、九〇〇円 に改め、同		一件につき 一、八〇〇円	
	手数料については、なお従前の例による。	(施行期日) (施行期日)		遠心濃縮	遠心濃縮	を「三、九〇〇円」に、	乾燥(真空凍結)	乾燥 (減圧加熱)	草機(基合液系)		三〇〇円」に、	円」を「一一、一〇〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、「	粉砕		粉碎
	使用に係る使用料する。		00円」を「三、	一件につき	一件につき		一件につき	一件につき	作はいる	一件につき	-	円」を「二三、〇	一件につき		一件につき
	並びに実施が決定		九〇〇円」に改め、同表第に改め、別表第二第二号中	二、100円	二、 〇〇 円		六、六〇〇円	六、五〇〇円	7 D	I		00円」に、「二、	二、八〇〇円		二、七〇〇円
	足した試験及び支援の		第二号中「四〇〇円」	に、「三、〇〇〇円」	e e				_	€		、二〇〇円」を「二、	に、「一〇、九〇〇	L	- *

○宮城県告示第七百五号

農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年八月二十三日

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、

告

示

○宮城県告示第七百四号

実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり

令和元年八月二十三日

宮城県知事

村 井 嘉 浩

十月二十九日	十月二十八日	十月二十五日	十月二十三日	十月二十一日	十月十六日	十月十一日	十月八日	十月同 七日	十 月 二 日	十 月 一 日 年	実施年月日
大 和 町	大 和 町	多賀城市	多賀城市	多賀城市	松島町	大 衡 村	富谷市	富谷市	郷町	大 郷 町	実施
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	区域
域	域	域	域	域	域	域	域	域	域	域	
午後二時まで午前十時三十分から	午後二時まで午前十時三十分から	午後二時まで午前十時三十分から	午後二時まで午前十時三十分から	午後二時まで午前十時三十分から	午後二時三十分まで午前十時三十分から	正午まで午前十時三十分から	午後二時まで午前十時三十分から	午後二時まで午前十時三十分から	午後二時三十分まで午前十時三十分から	午後二時三十分まで午前十時三十分から	検査受付時間
大和町役場車庫	大和町役場車庫	多賀城市役所前駐車場	多賀城市役所前駐車場	多賀城市役所前駐車場	松島町文化観光交流館	平林会館二階入口ホール	富谷市役所公用車車庫	富谷市役所公用車車庫	大郷町開発センター	大郷町開発センター	実施の場所

農用地利用配分計画の概要

$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$ 認可年月日

別冊一のとおり

令和元年八月二十三日

○宮城県告示第七百六号

より、当該農用地利用配分計画を令和元年八月二十三日から令和元年九月六日まで、次のとおり公衆 ので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定に 農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があった

令和元年八月二十三日

の縦覧に供する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

農用地利用配分計画の概要

別冊二のとおり

 $\stackrel{-}{\sim}$ 申請年月日 令和元年八月七日

縦覧場所

宮城県庁(農政部農業振興課)

○宮城県告示第七百七号

令和元年八月二十三日から令和元年九月六日まで縦覧に供する。 があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を 補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	· .	
———— 番 東		
番地 後藤 晃 米松島市大塚字大塚六十八	発起人の住所及び氏名	届
鳴瀬加入区	加 入 区	B
鳴瀬支所 宮城県漁業協同組合	組合の名称第一項の申出をする漁業協同第一項の申出をする漁業協同	事
名四丁目十四番地四宮城県東松島市新東	縦覧場所	

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市新東名二丁目九番

地

川畑

善

○宮城県告示第七百八号

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年八月二十三日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

指定の目的

保安林予定森林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

登米市東和町錦織字高城山四六の二(次の図に示す部分に限る。)

立木の伐採の方法 主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (水産林政部森林

整備課)及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第七百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年八月二十三日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

保安林予定森林の所在場所

登米市津山町柳津字大土九九の八七

指定の目的

(7)

水源の涵養

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整 主伐に係る伐採種は、定めない。

間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮城県庁 (水産林政部森林整備課) 及び登米市役所に備

○宮城県告示第七百十号

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

令和元年八月二十三日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字長崎明神沢五の一、一〇、一一、字長崎荒町三二、三四

 \equiv 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮城県庁 (水産林政部森林整備課) 及び栗原市役所に備

○宮城県告示第七百十一号 え置いて縦覧に供する。) (2)

た。 定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規 農林水産大臣から通知があっ

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石巻市 (次の図に示す部分に限る。)

土砂の流出の防備

2

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

<u>-</u> 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

宮

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林

○宮城県告示第七百十二号

申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定による収用及び使用の手続開始の

令和元年八月二十三日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

収用及び使用の手続が開始される土地等

起業者の名称 宮城県

事業の種類 県道石巻鮎川線改築工事(給分浜道路・石巻市大原浜京地地内から同市給分浜羽

3 手続が開始される土地

黒下地内まで)

収用の手続が開始される土地 大原浜隠里、大原浜中田、大原浜畑下、大原浜田の上、大原浜洞ノ口、大原浜法元寺、 石巻市大原浜京地、大原浜戸泥、大原浜一の峠、大原浜北川

大

原浜屋敷及び大原浜関の入地内

原、 使用の手続が開始される土地 大原浜隠里、大原浜中田、大原浜畑下、大原浜田の上、大原浜洞ノ口及び大原浜法元寺地 石巻市大原浜京地、大原浜戸泥、大原浜一の峠、大原浜北川

起業者が収用及び使用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

石巻市役所 (道路第1課

○宮城県告示第七百十三号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、令和元年八月二十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土

令和元年八月二十三日

変 更 0) X

前変更 後の 敷 地 0) に幅ル 員 敷 地 0) 延

道路の種類 一般国道

宮城県知事

村

井

嘉

浩

 \equiv 道路の区域

路

線

名

四五七号

間

同市一迫字川口山舘一七番一地先まで	栗原市一迫字川口山舘無番地先から
後	前
八・〇~ 一七・〇	八·〇~ 二·五 五.
七一・三	七一・三

○宮城県告示第七百十四号

開始するので告示する。 第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。 本事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

報

宮城県知事 村 井 嘉

浩

一般国道	種道路 類の
四五七号	路線名
同市一迫字川口山舘一七番一地先まで栗原市一迫字川口山舘無番地先から	供用開始の区間
令和元年 八月二十三日	供用開始年月日

〇宮城県告示第七百十五号

成二音音上5。最七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区 生砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二子屋の4	二子屋の3	二子屋の2	区域の名称
の 崩壊 地	の崩壊地	の 崩壊地	の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害
おり) 宮城郡松島町竹谷字萱倉(次の図のと	とおり) 宮城郡松島町竹谷字二子屋(次の図の	とおり) 宮城郡松島町竹谷字二子屋(次の図の	区域の所在地
		おり 図のと	項に関する衝撃 との規制に は要な動物の構
	所り行う	県 山 計 は 思 大 に に に に に に に に に に に に に	縦覧場所
	の崩壊 おり) 急傾斜地 宮城郡松島町竹谷字萱倉(次の図の	の崩壊 おり) 急傾斜地 宮城郡松島町竹谷字萱倉(次の図のと 急傾斜地 宮城郡松島町竹谷字萱倉(次の図のと 務所 おり)	急傾斜地 宮城郡松島町竹谷字二子屋(次の図のと 急傾斜地 宮城郡松島町竹谷字二子屋(次の図のおりの崩壊 とおり)

$\overline{}$														
貝殻塚の1	前 蒲 の 2	後 蒲 の 4	後 蒲 の 3	後 浦 の 2	清水	大日向の2	保手崎の2	保手崎の1	山 崎 の 1	佐野崎	藤ノ巻	梅木留	清水前の2	清水前の1
の急 崩壊地	の急 崩壊 地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の崩壊 地	の 崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩傾 壊斜 地
とおり)宮城郡松島町竹谷字貝殻塚(次の図の	おり)宮城郡松島町竹谷字前蒲(次の図のと	おり)宮城郡松島町竹谷字後蒲(次の図のと	おり)宮城郡松島町竹谷字後蒲(次の図のと	おり)宮城郡松島町竹谷字後蒲(次の図のと	とおり)宮城郡松島町竹谷字大日向(次の図の	とおり) 宮城郡松島町竹谷字大日向(次の図の	おり)宮城郡松島町竹谷字中才(次の図のと	とおり) 宮城郡松島町竹谷字保手崎(次の図の	おり)宮城郡松島町竹谷字山崎(次の図のと	おり)宮城郡松島町竹谷字清水(次の図のと	とおり) 宮城郡松島町竹谷字藤ノ巻(次の図の	とおり) 宮城郡松島町竹谷字梅木留(次の図の	とおり) 宮城郡松島町竹谷字清水前(次の図の	とおり) 宮城郡松島町竹谷字清水前(次の図の

て縦覧に供する。)

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、登米吉田土地改良

○宮城県告示第七百十六号

令和元年八月二十三日

区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

宮城県東部地方振興事務所

Γ	第30号	令和	元年	8月2	3日	金曜日	1	宮	城			Λ Α	報								(10)
	令和元年七月二十日	令和元年七月二十日	令和元年七月二十日	就任年月日	別任した者		令和元年八月二十三日	良区役員の就任及び退任につい土地改貞法(昭和二十四年法		令和元年七月三十日	令和元年七月三十日	令和元年七月三十日	退任年月日	二 退任した者		令和元年七月三十一日	令和元年七月三十一日	令和元年七月三十一日	京任年月日	E E	一 就任した者
	三浦尊徳	佐々木 正 利	鈴木博	氏名				7て、次のとおり届出があった。		高橋眞一	高橋保男	堀内邦彦	氏名			高橋眞一	高橋保男	堀内邦彦	1 名		
	石巻市三輪田字竹ノ追六番地	石巻市桃生町城内字西嶺三十三番地	石卷市桃生町神取字屋敷三十九番地	住		所長 髙 橋 剛	宮城県東部地方振興事務所	て七項の規定により		地 登米市登米町小島西岡谷地百三十番	香地	三番地一三番地一	住		į	也 登米市登米町小島西岡谷地百三十番	番地 登米市登米町大字日根牛五郎峯三十	三番地一			所長高橋剛
	事	理事	理事	役職名		彦		石港 计		監事	監事	監事	役職名			監事	監事	監事	2番	元文 北 ガフコ	彦
	令和元年七月十九日	令和元年七月十九日	令和元年七月十九日	令和元年七月十九日	令和元年七月十九日	退任年月日	一退任した者	令和元年七月二十日	令和元年七月二十日	令和元年七月二十日	令和元年七月二十日	令和元年七月二十日	令和元年七月二十日	令和元年七月二十日	令和元年七月二十日	令和元年七月二十日	イ 不 元 五 名 一 元 二 十 日 二 十 日	Part Harris	令和元年七月二十日	令和元年七月二十日	令和元年七月二十日
	山内和彦	星 茂	三浦尊徳	佐々木 正 利	命木博	氏名		神 田 有 司	阿部秀治	武山	髙橋伸輔	森山	千葉栄光	髙橋宏志	西條和則	山内和] 原	反	及川英一郎	高 橋 武一郎	星
	石巻市飯野字外吉野四十八番地	一 石卷市小船越字大縄場百三十九番地 1	石巻市三輪田字竹ノ迫六番地	石卷市桃生町城内字西嶺三十三番地	石巻市桃生町神取字屋敷三十九番地	住		石巻市桃生町樫崎字東舘五十番地	也 也 也 也 也 也 也 也 也 也 也 也 也 也	石卷市小船越字屋浦十八番地三	石卷市桃生町高須賀字下畑六十番地	石卷市桃生町永井字新山四十六番地	石巻市飯野字髙屋敷二十三番地	石卷市桃生町新田字西町二十番地	石巻市桃生町牛田字雷百五十一番地	石巻市飯野字外吉野匹十八番地	不差古ブ系写画区十二番虫	口签订大家各丁四十二公由	石巻市小船越字二子北上一番地三	也 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	石卷市小船越字大縄場百三十九番地

役職名

監

事

監

事

監

事

理

事

理

事

理

事

理

事

理

事

理

事

理

事

理

事

理

事

理

事

理

事

理

事

理

理

事

理

事

_		<u>اح</u>				ŦIX									873I) 7		_
																		1
	令和元年七月十九日		令和元年七月十九日			令和元年七月十九日	全利デ年七月十九日		令和元年七月十九日	2	令羽元 再七月十九日	令和元年七月十九日	4. 利力・プト	6日元年七月十九日	令和元年七月十九日		令和元年七月十九日	
	髙	l	呵	Ē	t	遠	Ц	1	白	7	高	三	1	左	千		髙	
	橋		部	Ц	4	藤			石	1	喬	浦		泰	葉		橋	
	武一郎		秀治	学	Ź	明彦	作—	- I	定利	Ţ	恵	寛一		長司	勲		宏志	
	地	地 石巻市桃生町太田字薬田百三十三番 監		石巻市小船越字屋浦十八番地三		也 石卷市桃生町高須賀字内畑七十七番	在卷市東裕田守沙庐五十五番地二		一	地	石巻市桃生町太田字金山下三十七番	石巻市飯野字寒風沢内田十二番地		· 写绘有兆柱灯,水井字折山三番地	石巻市小船越字堤下百九番地二		石巻市桃生町新田字西町二十番地	
	監	!	監	監		理	Ħ	E	理	J	里	理			理		理	
	事	-	事	事	1	事	手	1	事	-	事	事	Ę	ļī.	事		事	
		一「「再か完了」に開発又成(E叉)に含まれる		令和元年八月二十三日	区)に係る開発行為は、その工事を完了した。	○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九			二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)			地域の名称	一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる		令和元年八月二十三日	区)に係る開発行為は、その工事を完了した。	○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九	
	七、三十三番四、三十三番五、三十五番十二、	兵字痕兼日三十二番四、	宮城県知事 村 井 嘉 浩			和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一	九番、六十番、六十一番一、二百五番	五十五番、五十六番、五十七番、五十八番、五	十八番の一部、四十九番の一部、五十番の一部	白石市大平森合字森合沖四十七番一の一部、	宮城県知事 村 井 嘉 浩			和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(

○宮城県告示第七百十八号

良区役員の就任について、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、石巻市蛇田土地改

 \equiv

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

令和元年八月二十三日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 髙 橋 剛

彦

就任した者

令和元年八月二日	就任年月日
伏 見 晃 也	氏名
石巻市蛇田字南経塚二	住
一十六番地	所
監事	役職名

公

告

Î

七、三十三番四、三十三番五、三十五番十二、三 七ヶ浜町松ヶ浜字謡二十六番地の十四 七ヶ浜町東宮浜字東兼田三十二番四、三十二番

渡邊工業株式会社

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十号

があった平成二十七年分収支報告書について、平成二十八年宮選管告示第百五十二号の一部を次のと 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出

令和元年八月二十三日

おり改める。

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

自由民主党名取市支部の平成二十七年分収支報告書の要旨の

収入総額中

第30)号	令	和元	年 8	8月:	23日	<u> </u>	定曜	日		宮		城		県		公		報									((12)
4 支出の内訳中	「個人分	「舎附	3 本年収入の内訳中	「2 支出総額	2 支出総額中	「本年収入額	「1 収入総額	1 収入総額中	沼沢しんやの会の平	「自由民主党宮城県第二選挙区支部	「浩泉会 920,00	5 寄附の内訳中	「政治団体分	「寄附	3 本年収入の内訳中	「本年収入額	「1 収入総額	1 収入総額中	とのさき浩子後援会	「政治活動費	4 支出の内訳中	一件十万円未満のもの	「その他の収入	「自由民主党宮城県支部連合会	3 本年収入の内訳中	「2 支出総額	2 支出総額中	「本年収入額	「1 収入総額
	70,000」の次の行に「吳郃国寮学	70,000」や「客附	11	1,644,146」や「2 支出総額		289,112」や「本年収入額	1,652,375」や「1 収入総額		沼沢しんやの会の平成二十七年分収支報告書の要旨の	50,000	920,000 台 中 市 地区 」 の 次 の 行 に		945,000」を「政治団体分	2,445,000」を「寄附	1	2,445,083」 や「本年収入額	2,978,583」を「1 収入総額		とのさき浩子後援会「花咲会」の平成二十七年分収支報告書の要旨の	45,000」や 組織活動費		35,000」を加える	35,000	ご 製画 合 い	1	185,000」を「2 支出総額		161,600」や「本年収入額	321,400」や「1 収入総額
	200,000」を加える。	270,000」に改め、		1,844,146」に改める。		489,112」に改める。	1,852,375」 せ、			白白市泉区」を加える。			995,000」に改める。	2,495,000」 ど、		2,495,083」に改める。	3,028,583」と、		口書の要旨の	80,000 に改める。						220,000」に改める。		196,600」に改める。	356,400」 せ、
とのさき浩子後援会「花咲会」の平成二十八年分収支報告書の要旨の	委員長 伊 東 則 夫	宮城県選挙管理委員会	令和元年八月二十三日	おり改める。	があった平成二十八年分収支報告書について、平成二十九年宮選管告示第百六十二号の一部を次のと	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出	○宮選管告示第九十二号	「自由民主党宮城県第二選挙区支部 30,000 仙台市泉区」や長べる。	「自由民主党若林区支部 100,000 仙台市青葉区」の次の行に	5 寄附の内訳中	「政治団体分 206,000」を「政治団体分 236,000」に改める。	「客附 716,000」を「客附 746,000」以、	3 本年収入の内訳中	「本年収入鯔 1,691,000」を「本年収入鯔 1,721,000」に改める。	「1 収入総額 1,756,302」を「1 収入総額 1,786,302」に、	1 収入総額中	菊地たかよし後援会の平成二十七年分収支報告書の要旨の	委員長 伊 東 則 夫	宮城県選挙管理委員会	令和元年八月二十三日おり改める。	があった平成二十七年分収支報告書について、平成二十九年宮選管告示第百六十一号の一部を次のと	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出	○宮選管告示第九十一号	桜井充後接会 200,000 仙台市青葉区」をかえる	[[政治団体分] ::=::::::::::::::::::::::::::::::::::	「沿澤真色 70,000 仙台市太白区」の次の行に	5 寄附の内訳中	「疆酔研発曄 3,093」の次の行に「嵜路・冷寸昤 200,000」を加える。	「政治活動費 600,221」を「政治活動費 800,221」におめ、

伊

東

則

夫

令和元年 七月十日

六月二十四日

令和元年 十三日

令和元年 令和元年

令和元年 六月十二日

令和元年

令和元年 七月十日

令和元年 七月十日

令和元年 十二日

届出年月日

に改める。

に改める。

宮

 (\Box)

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

米市を元気にする会須藤幸喜とともに登

鈴木

安志

氏代

表者

名の

鈴木

安志

戉	県		公		報			((14)							
	自由民主党南方支部	政治団体の名称	一政党の支部			令和元年八月二十三日	体の届出事項を異動した旨届出があった。	政治資金規正法(四	遺管台三万多ナコ		吉田やすひろ後援会	宮城県警備業連盟		堀内章後援会	星守夫後援会	
	伊藤	の代 氏表				三日	した旨民	和二上	Ę	3	吉田	後藤		堀内	星	
	吉浩	八衣 名者					伸出がな	一三年法			耕大	公 相	i	章	かずみ	
	所の所在地	異動					めった。	広律 第 n			吉田	庄子		長谷川榮	星	
)	が事を	事項						(昭和二十三年法律第百九十四号)			耕大	雄大		州 榮 一	克秀	
ŀ	西八一	新		委員	宮城県選挙管理委員会			第七条第一			- 一 黒川郡大郷町東 ⁴	仰台市泉区天神沂一-四-一二		仙台市宮城野区	角田市佐倉字小山東	
j Š	三 登米市南方町館	旧		長伊東	埋委員会			項の規定により、と			二一黒川郡大郷町東成田字長松沢山六	か 四 	! -	仙台市宮城野区田子三-六-三〇	山東一九六	
	令和元年 十三日	異動年月日		則				次のとおり政治団			令和元年 日三十一日	令和元年 五月三十日	七月十七日	令和元年	令和元年 七月一日	七月二日
宮城交通政策研究会	星守夫後援会	会	政治部	○ その他の政治団体		それうなノリニー	147分十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	_	政治資金規正法(四	〇宮選管告示第九十4		ます和也後爰会	未来を創る会			

の 氏 名 名の 後藤 伊藤 輝彦 吉浩 高橋 大久保栄志 修

氏代

表者

佐々木幸司 旧 令和元年 十月十一日 異動年月日

相澤吉悦後援会

佐藤

廣夫

氏代

者

佐藤

廣夫

名の

政治団体の名称

の代 氏表

名者

異

動 表

事項

新

植田美枝子後援会

佐藤

信

氏代

表者

名の

佐藤

信

三浦 栄子 令和元年 七月一日

二階堂一男 令和元年 五月十七日

三田原五-一-五田原五--五 細浦 俊郎 京院二-二-五仙台市青葉区花 鈴木 安志 令和元年 中四日

郎後援会税理士による愛知治

浅利

儀

所の所在地主たる事務

の 氏 名計責任者

氏代 表者 名の 浅利

儀

山内

睦也

の 氏 名計責任者 高橋 秀敏 近江

千葉 修平 所の所在地 八 本山南四 一六 一 七山台三 – 一五 – 山台市青葉区中

平成三十一年

杉本 五郎 氏代 表者 名の 杉本 五郎 佐々木昭夫 令和元年 五月三十日

届出があった。 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定により、次のとおり政治

二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員

長

伊

東

則

夫

(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

団 体

〇宮選管告示第九十八号

0) 名 称

代表者の氏名

解散年月日

日野 秀逸

加藤 令和元年六月二十九日 令和元年七月三日

針 生 令和元年五月十七日

成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平

令和元年八月二十三日

おり公表する。

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

宮城県選挙管理委員会

委員長

伊

東

則

夫

星守夫後接会

(その他の政治団体)

報告年月日 1.7.1 (1.6.29解散)

収入総額

 \sim

支出総額

0

(15) 令和	口元年8月23日	金曜日	宮 城	県 2	県 公 報						
1 収入総額 0 2 支出総額 0 星守夫後援会 0	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円) (その他の政治団体) 野秀逸後援会 (告年月日 1.7.2 (1.7.3解散)		成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平〇宮選管告示第百号	1.7.1 (1.6.29解散)	日野秀地依接 報告年月日 1.7.2 (1.7.3 解散) 1 収入総額 0 2 支出総額 0 昆守主後接会 0	報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、A 二十三日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 要が国体の収対機中岬の烟町(単位:円)	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平〇宮選管告示第九十九号				
成三十一年分(令和元年分)収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平〇宮選管告示第百二号	宮城交通政策研究会 報告年月日 1.6.12 (1.5.17解散) 1 収入総額 0	星守夫後援会 報告年月日 1.7.1 (1.6.29解散) 1 収入総額 0 2 支出総額 0		政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	成三十年分収支報告書の抗出かあったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。	2	報告年月日 1.7.1 (1.6.29解散) 1 収入総額 0				

第30	号	令和元	年8月23日	刍	定曜日	1		宮		城		県		公		報										((16)
○宮選管告示第百四号	堀内 章 仙台市議会議員 堀内章後援会 (仙台市宮城野区田子三-六-三)令和元年	田村 勝 仙台市議会議員 仙台為成会 — 仙台市宮城野区福田町一-九- 令和元年	名 の氏 名 本 主たる事務所の所在地 指定年月日はた者(代 公職の種類 資金管理団体の 主たる事務所の所在地 指定年月日体の届出を	委員長 伊 東 則 夫	宮城県選挙管理委員会	令和元年八月二十三日	あった。	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金	○宮選管告示第百三号	2 支出総額 0	1 収入総額 0	報告年月日 1.6.12 (1.5.17解散)	宫城交通政策研究会	2 支出総額 0	1 収入総額 0	報告年月日 1.7.1 (1.6.29解散)	星守夫後援会	2 支出総額 0	1 収入総額 0	報告年月日 1.7.3 (1.7.3解散)	日野秀逸後援会	(その他の政治団体)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	委員長 伊 東 則 夫	宮城県選挙管理委員会	令和元年八月二十三日	の要旨を次のとおり公表する。
							証票番号 働第三号の〇五八		_	証票番号 総第三号の○一○	THE REPORT OF THE PROPERTY OF	f g	長 押 良			は、令和元年八月七日以降無効とする。			一		日、日本者の氏 名 一 称 異動事項 新 田 異動年月日 日 日本 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		委員長 伊 東 則 夫	宫城県選挙管理委員会	令和元年八月二十三日	り資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとお